

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務は、システムにより運営され、そのシステムの管理は委託業者が行っているため、委託事業者における個人情報管理体制を確認する。

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月6日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務
②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担の増加を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号)に基づく「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の給付を行う。 以下に掲げる事務について特定個人情報を使用する。 1 申請受付に関する事務 2 未支払の給付金の請求に関する事務 3 各種届出に関する事務
③システムの名称	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等臨時特別給付金等受給者ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 情報提供しない 【特定個人情報の照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8項 ・別表の主務省令第2条 160の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	所長

## 6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-0004 高知県南国市大樋甲320番地 南国市福祉事務所 TEL 088-880-6566
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大樋甲2301番地 南国市役所総務課 TEL 088-880-6551
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
[            十分である            ]	
8. 人手を介在させる作業	
[            ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>当市における給付金等支給事務においては特定個人情報を利用していません。その他個人情報の取り扱いには南国市情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じています。</p> <p>・個人情報を含む書類は施錠できる書棚若しくは部屋で保管している。</p> <p>・電子記録の保存はUSBメモリを用いず、他の領域との通信ができない、端末からの情報持ち出し不可設定の施された、端末への多要素認証を必要とするネットワークにおいて保存する。</p>
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検            [ <input type="radio"/> ] 内部監査            [            ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
[            十分に行っている            ]	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[            ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>給付金支給管理システム及びデータ保存フォルダへのアクセスは静脈認証、ID、パスワードによる認証によって限定する事で、アクセス権限の適切な管理を行っており、離席時にはロックをするよう徹底している。これらの対策により、権限のない者によって不正に使用されるリスク根の対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月5日	評価書名	～ 臨時特別給付金 ～	～ 臨時特別給付金等 ～	事後	
令和4年12月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	～ 臨時特別給付金 ～	～ 臨時特別給付金等 ～	事後	
令和4年12月5日	特記事項	～ 臨時特別給付金 ～	～ 臨時特別給付金等 ～	事後	
令和4年12月5日	I. 1. ①事務の名称	～ 臨時特別給付金 ～	～ 臨時特別給付金等 ～	事後	
令和4年12月5日	I. 1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が～	「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用」(令和4年9月20日閣議決定)に位置付けられた「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の給付を行う」追加	事後	
令和4年12月5日	I. 2特定個人情報ファイル名	～ 臨時特別給付金 ～	～ 臨時特別給付金等 ～	事後	
令和4年12月5日	I. 3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 100の項	番号法第9条第1項 別表第1 101の項	事後	
令和4年12月5日	〃	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事後	
令和4年12月5日	〃		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条、第十一条」追加	事後	
令和4年12月5日	1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日	令和4年9月30日	事後	
令和4年12月5日	2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日	令和4年9月30日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにするため、住民税非課税世帯に対して、給付金を支給する。  令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用」(令和4年9月20日閣議決定)に位置付けられた「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の給付を行う  ～ 略 ～	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにするため、住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。  「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号)に基づく「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の給付を行う。  ～ 略 ～	事後	
令和5年7月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和4年9月30日	令和5年6月1日	事後	
令和5年7月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年9月30日	令和5年6月1日	事後	
令和5年7月18日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒783-0004 高知県南国市大樋甲320番地 南国市福祉事務所 TEL 088-863-7373	〒783-0004 高知県南国市大樋甲320番地 南国市福祉事務所 TEL 088-880-6566	事後	連絡先変更
令和5年12月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにするため、住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。  ～ 略 ～	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担の増加を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。  ～ 略 ～	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	Ⅱ. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年8月9日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條、第十一條	・番号法第9条第1項 別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 情報提供しない 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表第2 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4	【特定個人情報の提供】 情報提供しない 【特定個人情報の照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号) ・第19条第8項 ・別表の主務省令第2条 160の項	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規)	事後	新規項目追加
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規)	事後	新規項目追加